

## 新専門医制度における臨床検査専門医資格の更新要件についての途中報告

日本臨床検査医学会総務理事  
日本専門医機構領域専門医委員会代表  
自治医科大学臨床検査医学 山田俊幸

新専門医制度における臨床検査専門医資格の更新について、日本専門医機構の専門医認定・更新部門と2回目の協議で合意した部分について概要を報告いたします。なお、最終的な決定は年度末になる予定で、その際に単位の設定など詳細を報告するつもりです。

### 1. 更新期日

5年ごとに行い、更新日は1月1日とします（現在と同じ）。

### 2. 更新審査と認定

領域の専門医委員会（学会から選抜）が、後述の「勤務実態の自己申告」を評価し、更新に必要な単位取得を確認することによって認定されます。

### 3. 勤務実態の自己申告

施設（病院）臨床検査部門の常勤であるか、非常勤であるか、週のうち何時間をどのような活動に費やしているかを自己申告していただき、委員会が専門医としての活動にふさわしいかを判断します。これは単位制での評価ではありません。正直に申告していただき、たとえ時間は短くても臨床検査にコミットしたお仕事をすれば相応に評価されることになります。

### 4. 更新に必要な単位

(1) 以下に示す「診療実績」、「専門医共通講習」、「診療領域別講習」、「学術業績、および診療以外の活動」それぞれにおいて最小限の必要単位を取得し、合計で50単位の取得が求められます。

(2) 「診療実績」は最小5単位必要で、最大10単位まで認められます。どのようなものが何単位に相当するかの詳細は決定後明らかにします（以下の単位数の設定は最終決定ではありません）。たとえば臨床検査のレポートまたはコメント1通当たり0.2単位、臨床検査啓発の地域活動に0.5単位（年1回に限る）、医学生・検査技師学生への教育指導実績に1単位（年1回に限る）などと設定されます。前出3の「勤務実態」において、臨床検査にコミットしたなんらかの活動をしていただければ5年間で5単位の取得は難しくないと考えます。

(3) 「専門医共通講習」は最小5単位必要で、最大10単位まで認められます。講習は原則1時間の講習受講で1単位の取得となります。「医療安全」、「感染対策」、「医療倫理（研究倫理も相当）」は5年間でそれぞれ1単位以上が必須となります。ほかには、指導医講習、保険医講習、医療法制に関する講習などがこの共通講習に相当します。講習会は、学会主催、勤務施設主催、医師会など他団体主催のものが認められますが、出席を証明することが条件となります。学会主催の講習会の出席証明は、現在の医療安全講習のようなカードによるcheckとし、地方会などでは紙ベースのものを想定しています。

(4) 「診療領域別講習」は最小20単位必要で、最大40単位まで認められます。同じく、講習は原則1時間の受講で1単位の取得となり、出席の証明が必要となります。日本臨床検査医学会や、日本臨床検査専門医会で主催される講演、シンポジウム、ワークショップで、領域委員会が教育的なものと認定したものが相当します。出席証明が得られ、委員会が認定すれば、臨床化学会などの関連学会の企画も認められます。従いまして、学術集会を主催する方は、可能性のある企画をこの診療領域別講習として申請していただきたいと思えます。申請はしばらくの間、学会事務局で受け付けます。

(5) 「学術業績、および診療以外の活動」は0単位でもよく、最大10単位まで認められます。学会発表筆頭演者で1単位、論文筆頭著者で2単位、同共著者で1単位などと設定されます。学会参加は終日積極的に参加することが前提で1日1単位を認める方向です。

## 5. シミュレーションの一例

「診療実績」で5単位、「専門医共通講習」で6単位、「診療領域別講習」で30単位、「学術業績、および診療以外の活動」で9単位を取得することを想定すると以下ようになります。

(1) 「診療実績」：年あたり5通のレポートを記録として残す、または臨床検査医学や臨床検査技師教育を毎年行いシラバスなどの資料を提出する。

(2) 「専門医共通講習」：医療安全、感染対策、医療倫理の講習を5年で2時間ずつ計6時間受講する。

(3) 「診療領域別講習」：地方会を含む各種学術集会主催の認定された教育的講習を年あたり6時間（例えば2時間のシンポジウムを3回）受講する。

(4) 「学術業績、および診療以外の活動」：日本臨床検査医学会学術集会の3日間フル参加（3単位）を3回行う。

## 6. 保留・停止

単位取得の不足など軽微なものは資格の失効を伴わない保留とし、事情を申し出た保留は資格を失効し、再申請により認定すること、保留の期限を超えた場合は再認定のために認定試験の一部を受験してもらう、などの措置を検討しています。

## 7. 新制度の導入時期

2016年度の更新、つまり2017年1月1日の更新から導入する予定です。移行期間として2019年度までは、現行の学会専門医としての更新も受け付けますが、特別な事情が無い限り、新制度による機構専門医として更新をお願いします。2016年度更新の場合は現在の学会専門医更新に必要な4/5の単位、新制度の1/5の単位の取得が必要になります。2017年度は同じように3/5と2/5といった具合になります。なお、昨年10月末のご案内では、2017年度開始の新研修プログラムの指導医となるために、予定更新日を前倒しして機構専門医として更新していただく可能性を言及しましたが、2017年に学会専門医であっても暫定指導医とすることになりました。つまり皆様の次回の更新はこれまで同様、最終更新日の5年後となります。

なお、更新料については現時点で未定です。